

押収物還付公告

令和7年7月24日
山口県長門警察署長
司法警察員警視 山根 徹也

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第2項の規定により公告する。受還付人は、同条第3項所定の期間内に還付の請求をされたい。（この公告の末日は、令和7年8月7日である。）

記

事件名 第10号鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律違反被疑事件
押収番号 第1号
押収品の品名等 小動物捕獲器（黒色）1基



取扱者
刑事生活安全課 生活安全係

担当者 稲富